

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(森林法等)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)
② 上記以外の税目		(所得税:外)(国税) (住民税:外(自動連動))(地方税)	
3	内容		《制度の概要》 法人が森林法(昭和26年法律第249号)等の規定による収用等により取得した補償金等が、譲渡した資産の帳簿価額と譲渡に要した経費の合計額を超え(譲渡益)、かつ法人が事業年度内に収用換地等により譲渡した資産のいずれについても租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第64条から前条までの規定の適用を受けないときは、譲渡益の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を事業年度の所得の金額の計算上、損金算入する。
			《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第65条の2
4	担当部局		林野庁 林政部 木材産業課／林野庁 森林整備部 整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年5月～8月 分析対象期間:5年間(令和2年度～令和6年度)
6	創設年度及び改正経緯		昭和38年度創設 昭和48年度改正 特別控除額を2,000万円に引き上げ 昭和50年度改正 特別控除額を3,000万円に引き上げ 平成元年度改正 特別控除額を5,000万円に引き上げ 適用対象となる事業等の変更を経て現在に至る。
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林道、木材集積場、その他森林施業に必要な設備の円滑な整備
			《政策目的の根拠》 ● 森林・林業基本法(昭和39年7月9日法律第161号) (森林の有する多面的機能の発揮) 第2条 森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。 ● 森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定)

			第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策 多面的機能を将来にわたって持続的に発揮できるよう、「指向する森林の状態」へと誘導するための森林の整備及び保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていく。											
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 Ⅱ. 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 ①. 森林の有する多面的機能の発揮 ③. 林産物の供給及び利用の確保											
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に必要な、林道や木材集積場等の森林施業に必要な設備の用地取得について、収用によって進める必要が発生したときに本特例措置により円滑に進めること。											
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 林道や木材集積場の森林施業に必要な設備の用地取得について、収用によって進める必要が生じた場合、本措置により円滑に進められ、森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に寄与する。											
		9 有効性等	① 適用数	適用数(実績) 単位: 件 <table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>適用数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※ 林野庁調べ 「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することは困難である。 そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道等関係各種調査(林野庁整備課長から都道府県林道担当部長宛て)」等により適用数等を把握した。 【算定根拠】 上記の調査による。		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	適用数	0	0	0
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度									
適用数	0	0	0	0	0									
	② 適用額	適用額(実績) 単位: 百万円 <table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	適用額	—	—	—	—	—
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度									
適用額	—	—	—	—	—									

		※ 林野庁調べ 「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することは困難である。 そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道等関係各種調査（林野庁整備課長から都道府県林道担当部長宛て）」等により適用数等を把握した。 【算定根拠】 上記の調査による。												
③	減収額	減収額(実績) 単位: 百万円 <table><tr><td></td><td>令和 2年度</td><td>令和 3年度</td><td>令和 4年度</td><td>令和 5年度</td><td>令和 6年度</td></tr><tr><td>減収額</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※ 林野庁調べ 「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することは困難である。 そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道等関係各種調査（林野庁整備課長から都道府県林道担当部長宛て）」等により適用数等を把握した。 【算定根拠】 上記の調査による。		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	減収額	—	—	—	—	—
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度									
減収額	—	—	—	—	—									
④	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 近年本措置の実績はないが、資産所有者の意思によらない収用が生じた際、本措置の存在により用地取得が円滑に実施され、林道等の設備の整備推進が可能となる。 《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により用地取得を円滑に進めることができるようになり、林道等の設備の整備推進が可能となる。 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 近年本措置の実績はないが、資産所有者の意思によらない収用が生じた際、本措置の存在により用地取得が円滑に実施される。												
⑤	税収減を是認する理由等	収用される地価が低いことに加え、本措置により公共の利益となる事業の用に供される用地の取得が円滑に実施され、林道や木材集積場の森林施業に必要な設備の整備推進が可能となり、森林の有する多面的機能の発揮に寄与していることから、税収減を是認する効果を有するものである。												

10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	資産所有者の意思によらない収用により、林道や木材集積場、その他森林施業に必要な用地の取得を円滑に進めるには、税負担で速やかに軽減させる租税特別措置による手当が妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置、義務付け等はない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解			
12	評価結果の反映の方向性			近年本措置の実績はないが、本措置の存在により用地取得が円滑に実施され、林道等の設備の整備推進が可能となっていることから、引き続き継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和2年8月